

稲美町産婦健康診査事業のご案内

稲美町では、2026年（令和8年）4月1日から、産婦健康診査にかかる費用の一部を助成します。

産婦健康診査とは・・・

産婦健康診査は、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期に、医療機関で行われる健診です。

産後のお母さんの心身の健康状態を確認します。

産後はホルモンバランスの変化に加え、あかちゃん中心の生活になるなど環境も大きく変化するため、この時期のお母さんは、心身に疲れが溜まりやすい状態です。産婦健康診査を受けて、お母さんの心身が順調に回復しているか確認しましょう。

1 対象者

2026年（令和8年）4月1日以降に出産された方

受診日において、稲美町に住所登録がある産後8週未満（産後8週となる日の前日まで）の産婦

※流産や死産された方もご利用いただけます。

※町外へ転出された場合、稲美町産婦健康診査受診券は使用できません。

2 受診時期

産後2週間頃と1か月頃に出生医療機関・助産所、協力医療機関で受診します。

3 助成上限額

1回 5,000円 1回の出産につき2回まで



4 対象となる産婦健診の項目

問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、こころの健康チェック票

※こころの健康チェック票を実施していない場合は、対象外となります。産婦健診の前日または当日に記入し、健診日に医療機関に提出してください。

4 助成方法

①兵庫県内の協力医療機関で受診される場合	「稲美町産婦健康診査受診券」を医療機関に提出すると、助成を受けることができます。
② 上記①以外のその他の医療機関・助産所（県外含む）で受診をされる場合 ※事前に医療機関へ「稲美町産婦健康診査受診券」を持参し、助成の対象となる項目が実施されているか確認してください。	受診費用は一旦自己負担となりますが、出産後6か月以内に償還払いの手続きをしていただくと返金いたします。 ※手続き方法は裏面をご覧ください。

5 償還払いの手続き方法

- (1) 期限 出産日から6か月以内（例 4月1日出生の場合 10月1日まで）
- (2) 申請場所 稲美町役場こども課 いなみこども家庭センター
- (3) 必要なもの



- ・産婦健康診査費支給請求書（償還払い）
- ・母子健康手帳
- ・未使用の受診券
- ・産婦健康診査の結果が記載された受診報告書または稲美町産婦健康診査受診結果報告書（※1）
- ・領収書原本・明細書（産婦名、受診日、医療機関名、領収印、及び受診料が記載されているもの）
- ・振込先口座のわかるもの
- ・印鑑（朱肉を使うもの）

※1 様式は町ホームページに掲載していますので、右下の2次元バーコードを読み込みダウンロードしてご利用ください。



（町ホームページ）

注意事項

- (1) 助成上限額を超える場合の超過金額は、自己負担となります。
- (2) 医療保険が適用された費用、精密検査の費用や紹介状の発行に要した文書料などについては助成の対象とはなりません。
- (3) 今回使用される受診券は、今回の出産に限り有効です。
- (4) 受診日に町外に転出した場合は使用できません。（転出した場合は、転出先でご確認ください。）
- (5) 産婦健康診査の結果は、医療機関等より稲美町こども課に報告されます。

【お問合せ先】稲美町役場 こども課 いなみこども家庭センター

電話 079-492-9154

FAX 079-492-8030

メール kosodate@town.hyogo-inami.lg.jp

